

## 永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井県が行う「稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金」の採択を受けた事業の実施に向けて、町が補助金を交付することで、永平寺町内の新たな体験メニュー開発や観光施設の磨き上げなど、観光客の受入環境整備への促進を行うことにより、旅行商品の造成を効果的に進め、稼げる観光地づくりを図る。

2 前項の交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内で活動する法人及び任意団体で構成される団体
- (2) 構成員の半数以上が町内に在住する任意団体
- (3) 公益的な法人等
- (4) その他町長が適当と認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的に組織されている団体
- (2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- (3) 法令違反、公序良俗に反する活動等をする団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、各号の全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 福井県の稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金の採択を受けた事業
- (2) 地域資源を活用した周遊観光に資する観光コンテンツ造成又は磨き上げ事業
- (3) 町全体の観光振興に波及効果のある事業

### (補助対象経費)

第4条 補助事業の対象経費は、福井県の稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金の採択を受けた事業経費について補助対象とする。

### (補助率および補助限度額)

第5条 補助率および補助限度額は、別表に定める額とする。ただし、補助金の額は、予

算の範囲内で決定するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 企画提案書(別紙1-1)※ソフト事業
- (3) 観光施設等改修事業計画書(別紙1-2)※ハード事業
- (4) 事業スケジュール表(別紙2)
- (5) 収支予算書、収支予算内訳表(様式第3号、別紙3)
- (6) その他参考資料

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったとき、内容が適正であるか審査し、補助金の交付決定をしたときは、その旨を永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助事業等の内容又は経費の配分の変更、及び事業を中止する場合には、あらかじめ永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)に第6条に掲げる書類(内容を変更した書類に限る。)を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が認める軽微な変更は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認めるものについては、交付決定の内容を変更することができる。

- 3 町長は前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金変更等承認通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援

援プロジェクト事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後2ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(別紙4)
- (2) 収支決算書(様式第6号、別紙5)
- (3) 支出関係書類(領収書または請求書の写し等)
- (4) 参考資料

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条に規定する確定通知を受けたときは、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付請求書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に請求するものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、第10条の額の確定をした場合において既にその額を超える補助金が交付されているとき、又は前条の補助金交付の取消しをした場合において既に補助金が交付されているときは、永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年 3月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 区分    | 補助率         | 補助限度額      |
|-------|-------------|------------|
| ソフト事業 | 補助対象経費の3分の2 | 6,000千円／件  |
| ハード事業 | 補助対象経費の3分の2 | 20,000千円／件 |